別表第２（第９条関係）

世帯区分	月額負担上限額
市町村民税課税世帯の者（一般世帯）	37,200円
市町村民税非課税世帯の者	０円
生活保護世帯等の者（生活保護又は支援給付）	０円

（注）

１　世帯の範囲は、障害者については、障害者及びその配偶者とし、障害児については、保護者の属する住民基本台帳上の世帯とする。

２　障害者又はその配偶者のいずれかが一定所得以上（市町村民税所得割の課税額（以下この項において「所得割額」という。）が46万円以上）の場合は、給付対象外とする。

（１）　所得割額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第１項第２号に規定する所得割の額(扶養親族を有する者にあっては、同法第314条の２第１項第11号の規定を適用せず、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第４号)による改正前の地方税法第314条の２第１項第11号の規定を適用するものとした場合における所得割の額)をいう。この場合において、所得割額の算定に当たっては、地方税法第314条の７及び同法附則第５条の４の規定は適用しないものとする。

（２）　所得割額の算定に当たって、利用者世帯の生計中心者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第１項の指定都市をいう。以下この号において同じ。)に住所を有する者であるときは、当該生計中心者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割額を算定するものとする。

（３）　市町村民税の額の算定に当たっては、所得割額又は均等割額(地方税法第292条第１項第１号に規定する均等割の額をいう。以下この号において同じ。)につき同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とする。

３　生活保護世帯等の者とは生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による被支援給付世帯をいう。

全部改正〔平成21年規則17号〕、一部改正〔平成22年規則27号・25年42号・26年50号・令和６年50号〕